

令和4年度 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食品等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。

支給額

児童1人につき一律 **5万円**

対象者

ひとり親世帯

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人 **申請不要**（6月下旬支給済）
- ②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 **要申請**
- ③18歳未満の児童を養育する人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人 **要申請**

ひとり親世帯以外

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給した人で、令和4年度の住民税が非課税の人 **申請不要**（7月上旬支給済）
- ②次のいずれにも当てはまる人 **要申請**
 - ・令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する父母など（令和5年2月末までに生まれた新生児も対象になります）
 - ・令和4年度住民税（均等割）が非課税、または新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

申請期限

令和5年2月28日🗓️まで

※令和5年2月末までに生まれた新生児を養育する人は **令和5年3月20日🗓️まで**

申請方法

市ホームページから申請書を印刷し、記入の上子育て支援課に提出
【申請書送付先】☎031-8686 内丸一丁目1-1 八戸市子育て支援課 宛
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵送での提出をお願いします。

問い合わせ

【制度に関すること】 ☎0120-400-903
厚生労働省コールセンター 受付時間 9:00～18:00(平日)

【申請手続きに関すること】 ☎43-2166
子育て支援課 受付時間 8:15～17:00(土・日・祝日を除く)

☞市ホームページ内で「子育て世帯生活支援特別給付金」を検索

